

択伐後の植栽履行期間を5年まで延長できるようになりました

(植栽義務の猶予)

植栽義務のあるスギやヒノキなどの保安林において皆伐や択伐をした場合、森林所有者は翌伐採年度の初日から2年以内に植栽をしなければなりません。

しかし、森林法施行規則の改正(平成19年3月)により、次の2つの条件を満たす場合に限り、植栽の履行期間を最長5年まで延長できるようになりました。(択伐届とは別に手続きが必要です。)

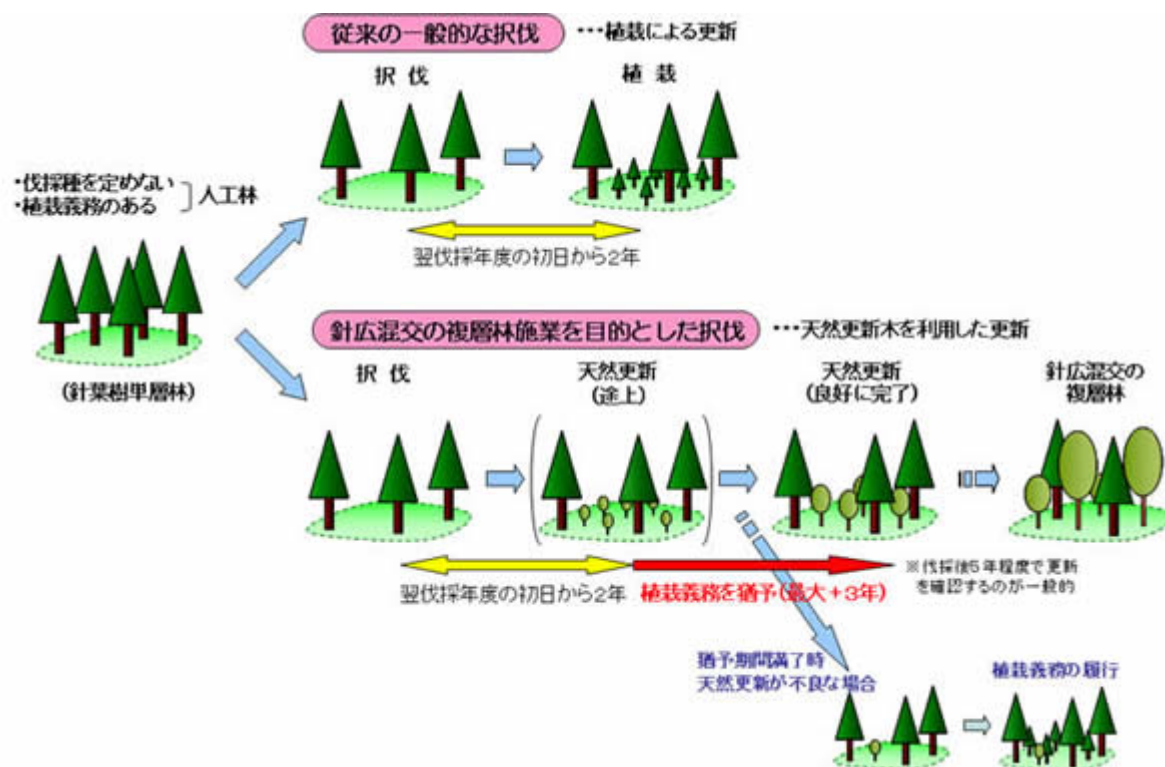
- 1、皆伐が可能な保安林において択伐をする場合。(択伐届による伐採)
- 2、植栽指定樹種に高木性広葉樹が含まれている場合。

また、天然更新木(植栽指定樹種に該当する1年生以上の稚樹の本数(占有面積)分)は、植栽したものとして扱われるので、天然更新が良好であった場合は、その分植栽本数を減らすことができます。

ただし、植栽履行期間の満了時における天然更新が不良であった場合には、森林所有者が不足分を植栽しなければいけません。

(例) 1haのスギ林で40%の択伐をして、
5年後に天然更新木が540本あった場合(植栽本数1,800本/haの場合)

[植栽義務本数 720本(1,800本×40%)]-[天然更新木の本数 540本]= 180本となり、不足分180本を植栽すればいいことになります。



択伐後の植栽期間を延長するには、択伐届と併せて『保安林植栽義務例外認定請求書』の提出が必要となりますので、最寄の農林事務所又は市町の保安林担当課にお問い合わせください。

注) 森林所有者のみ認定請求することができます。